

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬	○	内服薬 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、28日分以下 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算	○	7日分以上の残薬調整	在宅処方前遺棄反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学有害事象等防止加算	○	処方変更あり	在宅処方前遺棄反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料	○	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常 (②・③以外)		イ) 3か月以内の再調剤 (手帳による情報提供を含む) ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 特別養護老人ホーム入所者	-	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用 (オンライン)	-	イ) 3か月以内の再調剤 (手帳による情報提供を含む) ロ) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に件い行った場合 ニ) イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点
麻薬管理指導加算	○	投与された麻薬の服薬状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算1	○	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	-	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3	○	イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算	○	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	○	医療的ケア児 (18歳未満)	350点
吸入薬指導加算	○	吸入薬の処方患者 (喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ)、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	-	かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算	-	かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料 (特例)	-	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料1	○	月1回まで	185点
外来服薬支援料2	○	一匁化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算	-	入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料1	○	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料2	-	複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点 (令和9年6月1日から)
調剤後薬剤管理指導料	-	地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料1	○	保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料2	○	薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料3	-	保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	-	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで (末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで) 保険薬剤師1人につき週40回まで	650点 320点 290点
① 単一建物患者 1人			
② 単一建物患者 2~9人			
③ 単一建物患者 10人以上			
麻薬管理指導加算	-	投与された麻薬の服薬状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	-	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算	-	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	-	医療的ケア児 (18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	-	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	-	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に件う対応 ※新興感染症対応含 合わせて月4回まで (末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者は原則として月8回まで)、主治医と連携する他の保険医の指示で	500点 200点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			
② ①以外			
麻薬管理指導加算	-	投与された麻薬の利用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	-	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算	-	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	-	医療的ケア児 (18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	-	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算	-	末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料	-	在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算	-	投与された麻薬の服薬状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	-	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算	-	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	-	医療的ケア児 (18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	-	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料	-	初回のみ	100点
在宅移行初期管理料	-	在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料	-	単一建物診療患者 / 居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料	-	単一建物診療患者 / 居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料	-	入院中1回 (末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回) まで、ビデオ通話可	600点